

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則
福島県監査委員 三六

○福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程
正 誤
○平成二十三年三月十一日付け号外
第十三号中 三六

規 則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第十六号

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則(昭和六十三年福島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第八項までを削り、附則第九項を附則第三項とする。

別表第一「財政健全化事業の部公債費負担軽減事業の項中「附則第三項に規定する特定市町村財務処理緊急適正化事業等及び」を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第二条第一項に規定する財政健全化事業に係る資金のうち改正前の福島県市町村振興基金貸付規則別表第一「財政健全化事業の部公債費負担軽減事業の項第二号に掲げる事業(同号に規定する特定市町村財務処理緊急適正化事業等として貸し付けた貸付金により起こした地方債のうちその最終の償還期日の属する会計年度において知事が特別に認める地方債の借換えに係るもの

限る。以下「緊急適正化事業」という。)に該当する資金の貸付けに係る元利金の繰上償還の期日は、福島県市町村振興基金貸付規則第九条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる日(その日が民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百四十二条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日)とし、当該繰上償還に係る福島県市町村振興基金貸付規則第十条第一項の福島県市町村振興基金繰上償還申請書は、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに提出するものとする。この場合において、利息は、日割り計算の方法により償還しようとする日の属する年度の前年度の三月二十六日から計算するものとし、閏年にあつては、一年を三百六十六日として計算する。

繰上償還の期日	福島県市町村振興基金繰上償還申請書の知事への提出期限
三月二十五日	繰上償還をしようとする日の属する年の前年の十二月二十日
十月二十五日	六月二十日

3 知事は、緊急適正化事業に該当する資金の貸付けを受けた市町村が取り組む自主的な財政の再建の実施において、当該貸付けに係る資金の適切な償還を確保するため、福島県市町村振興基金貸付規則第十四条に規定するもののほか、当該市町村に対し、予算編成及び予算の執行状況並びに自主的財政再建計画の実施状況について報告を求めることができる。

(市町村財政課)

福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

福島県監査委員

福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

福島県監査委員事務局規程(昭和五十三年福島県監査委員告示第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び主事」を「主事及び専門員」に改め、同条第三項中「及び主事」を「主事及び専門員」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第五条に次の一項を加える。

12 専門員は、上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。

6 別表第一課長の専決事項の欄中7を削り、6を7とし、5の次に次のように加える。
課員の超勤代休時間の指定

別表第一備考中「7」を「8」に改める。
附 則
 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

(監査総務課)

正 誤

一	下	後ろか ら三	権利の	権利を
○平成二十三年三月十一日付け号外第十三号中				
ページ		段	行	正
				誤